

## 筑北スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

**第1条** 本会は、筑北スマートインターチェンジ地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

**第2条** 協議会は、筑北スマートインターチェンジ（以下「スマートIC」という。）設置に向け、必要な検討、調整を行うとともに、スマートIC供用後も継続して、社会便益、安全性及び管理運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

**第3条** 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) スマートICの社会便益に関すること。
- (2) スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- (5) スマートICの管理・運営方針に関すること。
- (6) スマートICの名称案に関すること。
- (7) スマートICの供用開始後における社会便益、安全性、利用交通量、管理・運営形態、利用促進方策等についての定期的な評価及び必要に応じた見直しに関すること。  
ただし、フォローアップは、供用後1年経過後速やかに1回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。
- (8) スマートICに係る広域的検討結果の反映に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために協議会が必要と認める事項

(構成)

**第4条** 協議会は別表第1に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

**第5条** 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、筑北村長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、やむを得ない事情等により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めその意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

**第7条** 協議会に幹事会を置き、協議会の指示に基づき第3条の所掌事項に関する専門的、実質的な検討と調整を行う。

2 幹事会は別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、筑北村建設課長をもって充てる。

4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合、同条中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局並びに経費)

**第8条** 協議会及び幹事会の事務局は筑北村建設課に置き、その運営に要する経費は、筑北村の負担とする。

(その他)

**第9条** この規約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて別途協議の上処理するものとする。

#### 附 則

この規約は、平成30年7月11日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和4年3月31日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和4年12月21日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和5年3月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

役職	団体名・職名
会長	筑北村 村長
委員	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長
	国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所長
	長野県 建設部 道路建設課長
	長野県 松本建設事務所長
	長野県警察本部 交通部 交通規制課長
	長野県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
	長野県 安曇野警察署長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 長野管理事務所長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 長野工事事務所長
筑北村区長会 本城地区会長	

\* 事務局：筑北村建設課

別表第2（第7条関係）

役職	団体名・職名
幹事長	筑北村 建設課長
幹事	国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐
	国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 計画課長
	長野県 建設部 道路建設課 高速交通網整備推進係長
	長野県 松本建設事務所 計画調査課長
	長野県警察本部 交通部 交通規制課 課長補佐
	長野県警察本部 交通部 高速道路交通警察隊 隊長補佐
	長野県安曇野警察署 交通課長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課 課長代理
	東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課 課長代理
	東日本高速道路株式会社 関東支社 長野管理事務所 工務担当課長
	東日本高速道路株式会社 関東支社 長野工事事務所 工務課長

\* 事務局：筑北村建設課